

能代産業廃棄物処理センターに係る
特定支障除去等事業実施計画書
(平成25年3月変更)

平成25年3月

秋 田 県

I	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を講ずる必要があると認められる事案	---	1
1	事案の名称及び所在地	-----	1
(1)	事案の名称	-----	1
(2)	所在地	-----	1
2	事案の概要	-----	1
(1)	経緯	-----	1
(2)	不適正処分の内容	-----	1
(3)	特定産業廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障を除去する必要性	-----	2
(4)	実施計画に基づく環境保全対策の状況	-----	10
3	蒲の沢（南沢を含む）における滲出水の状況	-----	12
4	大館沢における滲出水の状況	-----	12
5	浄化予測	-----	13
6	環境保全対策部会における汚染地下水の実態解明調査	-----	19
7	地元住民の主な関わり	-----	36
II	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に関する基本的な方向	-----	38
1	環境保全対策部会における検討及び提言	-----	38
(1)	実施計画策定までの検討状況	-----	38
(2)	中間報告の提言内容	-----	38
(3)	実施計画策定以降における検討状況	-----	39
2	支障除去等の基本的な考え方	-----	40
(1)	支障除去等の概要	-----	40
(2)	支障除去等の方法の選定	-----	40
3	生活環境保全上達成すべき目標	-----	42
4	変更実施計画の実施による蒲の沢の浄化予測	-----	42
III	特定支障除去等事業その他の特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の内容に関する事項	-----	50
1	特定支障除去等事業における処理に関する計画	-----	50
(1)	平成17年策定の実施計画	-----	50
(2)	変更実施計画	-----	53
2	特定支障除去等事業の実施予定期間	-----	59
3	特定支障除去等事業に要する費用等	-----	61
IV	特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し県が講じた措置及び講じようとする措置の内容	-----	63
1	行政の対応状況等	-----	63
(1)	倒産に至るまでの対応	-----	63
(2)	倒産以降における対応	-----	64
2	今後講じようとする措置等	-----	69
(1)	行政代執行等に要した費用の徴収	-----	69
(2)	原因者の責任の追及	-----	69
V	県における対応状況の検証、不適正処分の再発防止対策	-----	71
1	能代産業廃棄物処理センター検証委員会の設置	-----	71
2	検証の方針	-----	71
(1)	基本方針	-----	71
(2)	責任についての考え方	-----	71
(3)	検証の視点	-----	72
3	検証の方法	-----	72
4	検証の結果	-----	72
(1)	結論	-----	72
(2)	再発防止対策	-----	74

5	検証結果を踏まえた再発防止対策とその実施状況	74
(1)	産業廃棄物処理業者等に対する指導の徹底と研修の強化	74
(2)	監視指導体制の強化	74
(3)	市町村及び関係部局との連携の強化	75
(4)	行政処分等の積極的な公表や地元住民に対する情報提供	76
(5)	地元住民との対話の重視	76
6	第2次能代産業廃棄物処理センター検証委員会の設置	76
7	検証事項	77
(1)	原因者に対する責任の追及	77
(2)	行政代執行等	77
(3)	行政代執行及び事務管理に要した費用の徴収	77
(4)	地元市及び住民への対応	77
(5)	再発防止対策への対応	77
8	検証の結果	77
(1)	結 論	77
(2)	再発防止対策	78
9	検証結果を踏まえた今後の再発防止対策	79
(1)	産業廃棄物処理業者等に対する指導の徹底と研修の強化	79
(2)	監視指導体制の強化	79
(3)	市町村及び関係部局との連携の強化	80
(4)	行政処分等の積極的な公表や地元住民に対する情報提供	81
(5)	地元住民との対話の重視	81
VI	その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に際し配慮すべき重要事項	82
1	支障の除去等の実施における周辺環境への影響に関する配慮事項	82
(1)	水質等への影響に関する配慮	82
(2)	大気等への影響に関する配慮	82
(3)	環境モニタリング結果の公表	82
(4)	緊急時の連絡体制等	83
2	実施計画策定に当たって住民の意見等が反映される必要な措置	83
3	変更実施計画に対する秋田県環境審議会及び能代市の意見	83
(1)	秋田県環境審議会の意見	83
(2)	能代市の意見	83

I 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を講ずる必要があると認められる事案

1 事案の名称及び所在地

(1) 事案の名称

能代産業廃棄物処理センター不適正処分事案

(2) 所在地（図－１及び図－２参照）

秋田県能代市浅内字此掛沢ほか 約 18 万 m^2 （特定産業廃棄物の存在範囲 約 12 万 m^2 ）

2 事案の概要

(1) 経緯

- ① 秋田県能代市の有限会社能代産業廃棄物処理センター（以下「事業者」という。）は、昭和 60 年 12 月に中間処理業、最終処分業の許可を取得（個人としては昭和 55 年 7 月に許可を取得）し、以来、約 18 万 m^2 の敷地に、管理型最終処分場、安定型最終処分場及び中間処理施設（廃油等の焼却）を整備し事業を営んできたが、平成 10 年 12 月に破産宣告を受け、処分場の維持管理能力を喪失したことから、それ以降は、県が事業者に代わって汚水処理等の維持管理を行い、周辺地域に与える影響の未然防止に努めている（図－３参照）。
- ② 能代産業廃棄物処理センターに係るこれまでの主な経緯は表－１のとおりである。また、事業者が倒産に至るまでに埋立処分した特定産業廃棄物の内訳は表－２のとおりであり、汚泥約 43 万トン、がれき類約 31 万トン、燃え殻約 10 万トンなどその総量は約 101 万トンとなっている。

なお、最終処分場の設置届出・設置許可関係書類及び産業廃棄物処理実績報告書の記載からは、有害産業廃棄物の埋め立てを確認することはできない。

(2) 不適正処分（※）の内容

- ① 昭和 62 年から 63 年にかけて、能代産業廃棄物処理センター敷地外の「蒲の沢（南沢を含む）」で、また、平成 4 年には同じく同センター施設外の「大館沢」において、同センターの初期の処分場などに起因すると思われる、発ガン性の疑い等のある VOC（トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物）を含む汚水が滲出し始め、そうした状態は現在も続いている。
- ② 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」という。）に基づく「特定支障除去等事業実施計画（以下「実施計画」という。）」により環境保全対策を行ってきた結果、処分場周辺の地下水等の汚染状況が改善されるなど、一定の成果は得られているが、平成 21 年 11 月に新たに環境基準項目として追加された「1, 4－ジオキサン」が、処分場内外の地下水等から環境基準値を超えて検出されている。

また、汚染された第1帯水層の地下水を汲み上げ処理するために設置している揚水井戸からは、ベンゼン等のVOCが依然として高濃度で検出されているほか、第2帯水層井戸においても1,4-ジオキサンが環境基準値を超えて検出されている。

- ③ これまでに実施した水理地質構造解析結果、地下水調査結果、高密度電気探査などから、能代産業廃棄物処理センターの初期の処分場などに起因すると思われる汚染地下水が第1帯水層に賦存しており、それが遮水壁の内側を東に向かって流れ、遮水壁の東端を迂回した後に、北東部の蒲の沢・南沢方向に向かって流れているものと推定されていた。平成20年3月に東側にも遮水壁を設置したことから、現在この流れは遮断されている。

(※) 産廃特措法でいう「不適正処分」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第12条第1項の産業廃棄物処理基準又は同法第12条の2第1項の特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分のことをいい、通常の方法のみならず、最終処分場等に使用されていた場所で産業廃棄物の処分時点の処理基準－具体的には、埋立地からの浸出水によって公共の水域や地下水を汚染しないようにという基準等－に適合しない形で埋立処分が行われ、その結果、周辺的生活環境の保全上支障が生じている場合も、対象となりうるものと解されている。

(3) 特定産業廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障を除去する必要性

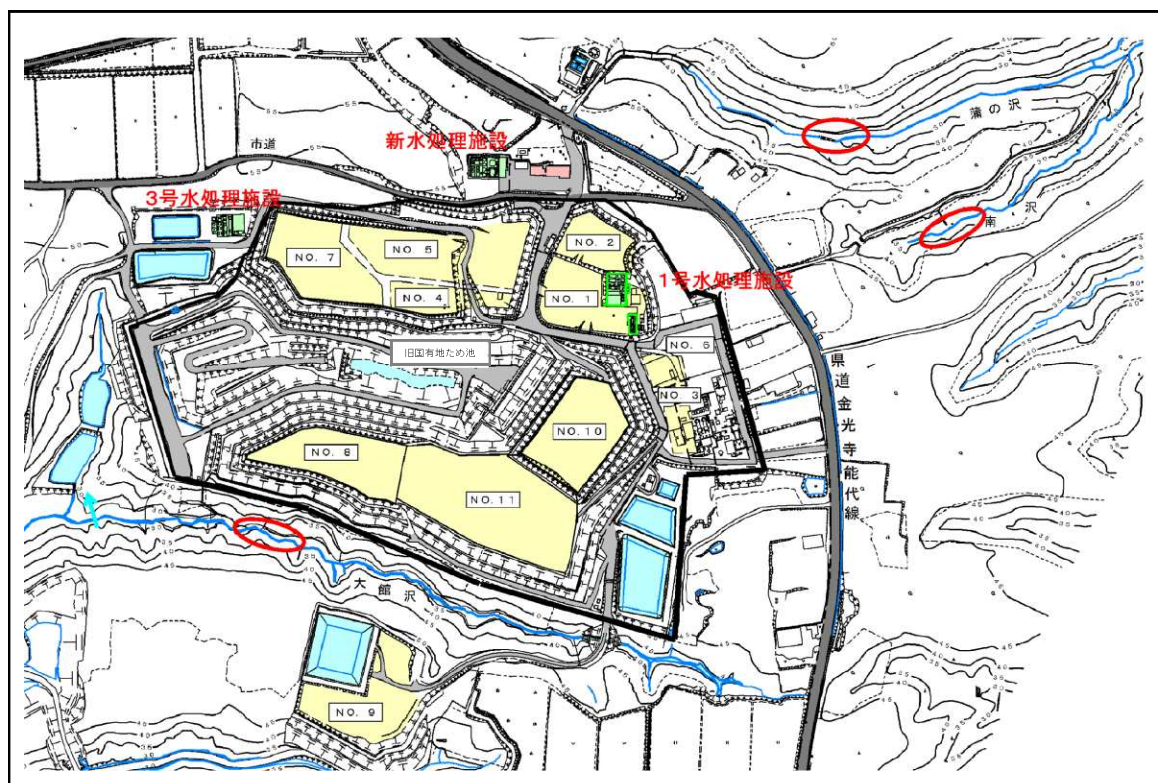
このように、能代産業廃棄物処理センターについては、廃棄物処理法改正法施行（平成10年6月）以前に不適正に埋立処分された産業廃棄物に起因する、発ガン性の疑い等のあるVOCを含む汚染地下水の処分場外への滲出が長期にわたって続いており、環境基準値を上回っていること、また、県が維持管理を行わなければ汚水が処分場外に流出することによりVOCの影響による生活環境の保全上の支障が明らかであったことから、実施計画に基づき環境保全対策を行ってきた。

この結果、実施計画を策定した当初、処分場外である沢の滲出水で環境基準値を超えて検出されていたベンゼン等については、平成23年度にはほぼ環境基準値を下回るレベルにまで改善されたものの、依然として、1,4-ジオキサンは処分場外である沢の滲出水等で環境基準値を超えて検出されていることから、環境基準値を下回るレベルにするための支障の除去を継続して実施する必要がある（図－4参照）。

図－1 能代産業廃棄物処理センター位置図



平成21年6月現在



図一 2 能代産業廃棄物処理センター一位置図

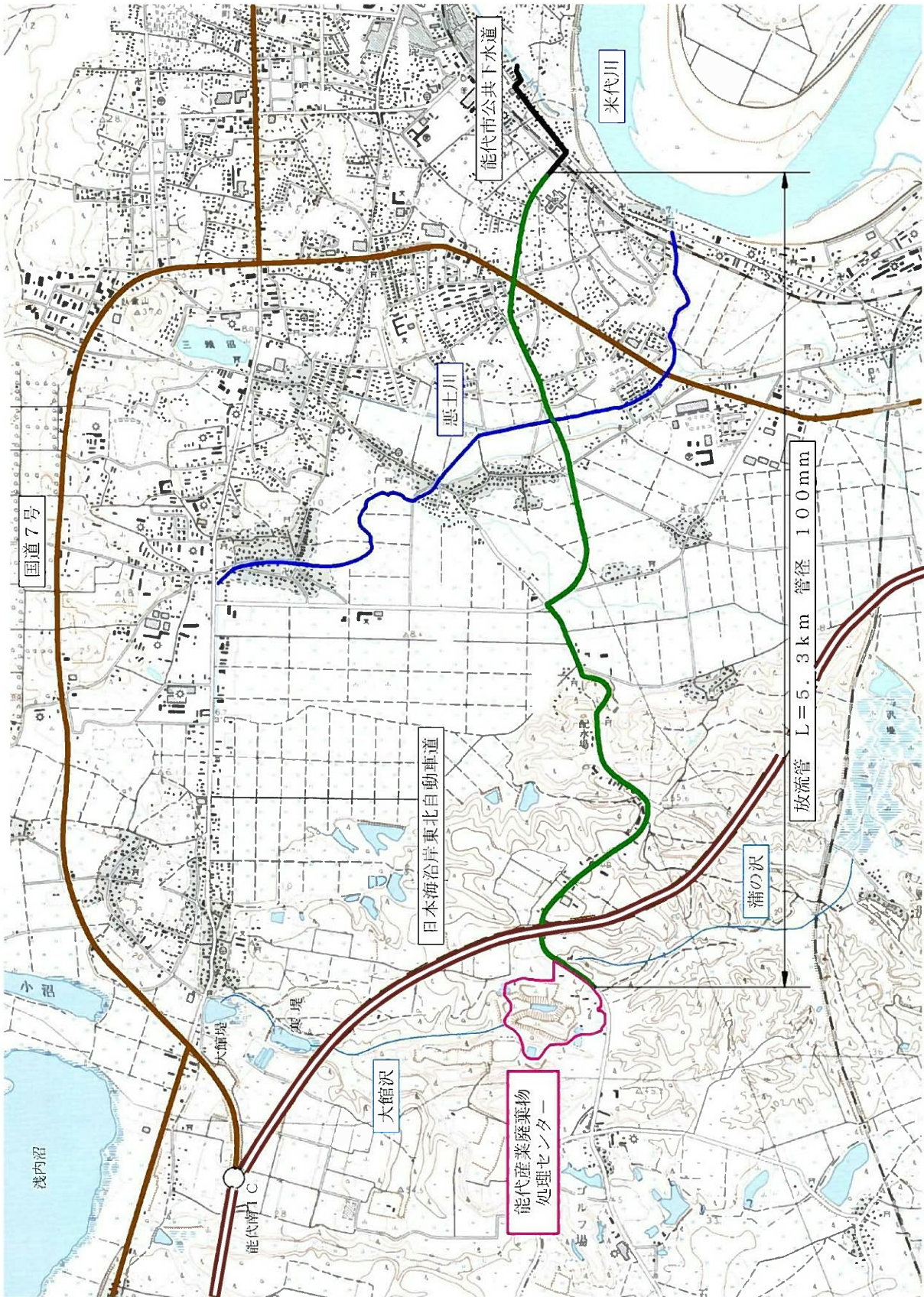
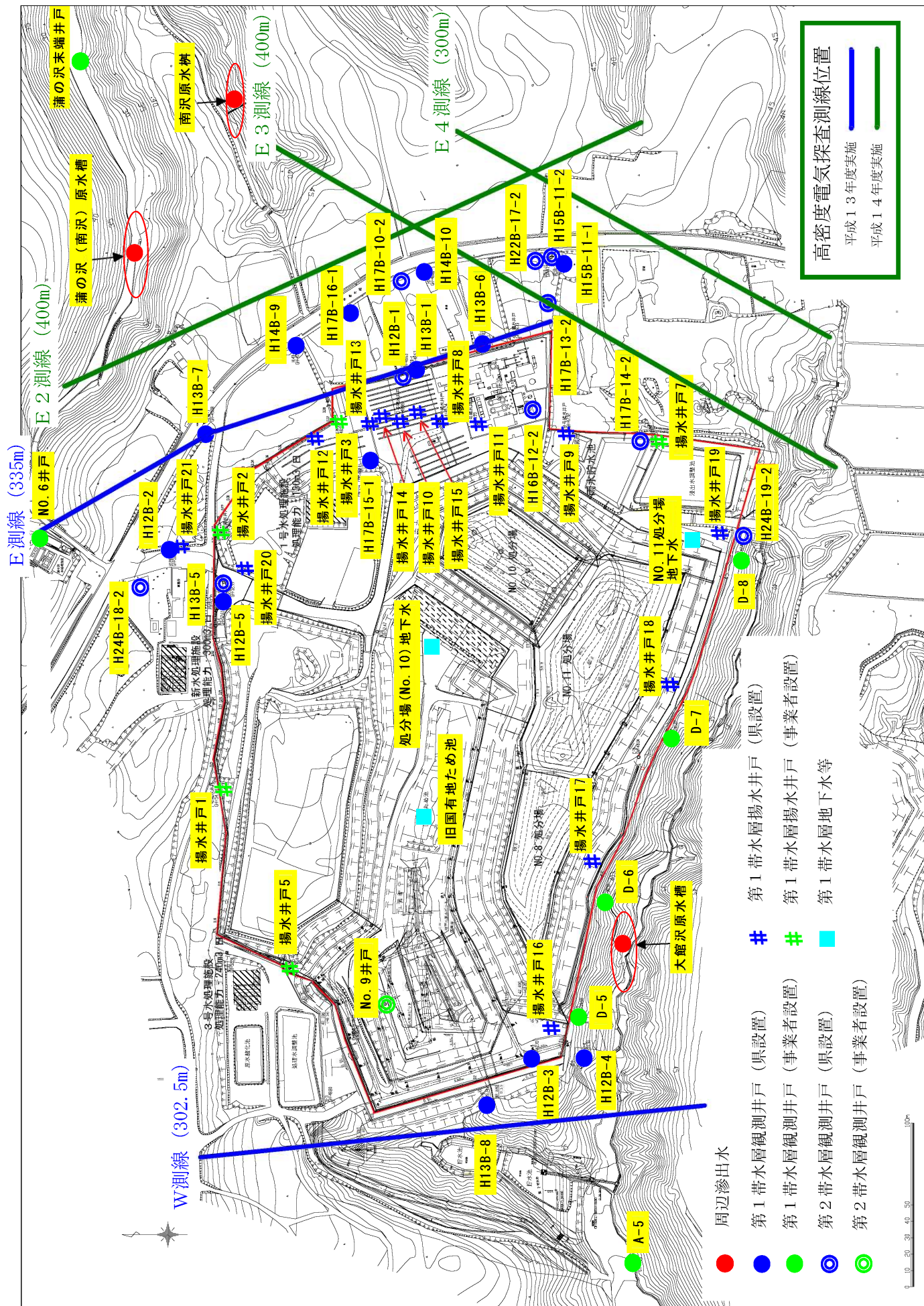


圖 3-1 環境保全对策位置圖



表－１ 能代産業廃棄物処理センターの主な経緯

- S 5 5 . 7 最終処分業許可（個人）
- S 5 7 . 2 処分業変更許可（焼却等の中間処理を追加）
- S 6 0 . 1 2 処分業許可（法人化）
- S 6 2 ～ 蒲の沢滲出水
- H 2 . 7 浅内地区公害対策委員会設立

- ・地区 1 2 自治会、土地改良区、水利組合、漁業組合等
 - ・会社、市、浅内公対委の 3 者が環境保全協定締結（H5. 7. 23）
 - ・浅内公対委解散（H7. 8. 24）
 - ・浅内公対委解散により、市、会社が協定継続の確認書（H7. 9. 7）
- H 4 ～ 大館沢滲出水
- H 5 . 4 妨害排除代位請求訴訟（蒲の沢の土壤に係る原状回復を求める訴訟）
 - ・原告：住民、被告：会社、能代市長（財産区管理者）
- H 6 . 2 事業者が環境保全対策として遮水壁の築造開始
 - ・工期：H 6 . 2 ～H 9 . 8、3 工区施工延長計 6 4 2 . 8 m
- H 7 . 6 処分場（No. 1 1）設置許可
- H 7 . 7 処分場（No. 1 0）崩落事故
- H 7 . 9 処分場（No. 1 1）設置許可処分取消請求訴訟
- H 9 . 5 ～ 6 処分場（No. 1 1）からの漏水に対し使用停止命令、改善命令
- H 1 0 . 1 2 ～ 倒産に伴う環境保全対策

事業者の倒産と緊急対応

- ・ H10. 11. 30 第 1 回不渡り
- ・ H10. 12. 8 緊急対応に着手（施設の使用停止命令、ドラム缶等の撤去に係る措置命令）
- ・ H10. 12. 25 破産宣告
 - ・ 代執行（H11. 1. 21～3. 31）
 - ・ 代執行等環境保全対策費 1 2 億円（うち 3 億 6, 2 0 0 万円は国庫補助）

- ① ドラム缶（2 1, 0 7 0 本）、シュレッダーダスト（6, 2 0 0 m³）の撤去
 - ② 能代市公共下水道までの流送管（5. 3 k m）を敷設
 - ③ 水処理施設（処理能力 2 0 0 m³／日）の整備
 - ④ 原水貯留施設（容量 6, 0 0 0 m³）の整備
 - ⑤ 処分場の整形、覆土

- H 1 1 . 1 浸出液による汚染防止に係る措置命令
- H 1 1 . 2 支障の除去に係る代執行を開始
- H 1 1 . 3 産業廃棄物処理業許可の取り消し
- H 1 2 . 6 第 1 回能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策部会
- H 1 2 . 1 1 寒堤の水質、底質及び魚類調査
- H 1 2 . 1 2 第 2 回環境保全対策部会
- H 1 3 . 2 土壌調査（処分場エリア外の 2 地点（事務所横の松林内及び場内東側管理道路））
- H 1 3 . 4 原水貯留施設漏水事故
- H 1 3 . 5 落雷による停電事故
- H 1 3 . 7 第 3 回環境保全対策部会
- H 1 3 . 9 寒堤魚類へい死（水質及び魚類調査）
- H 1 3 . 1 1 寒堤魚類の重金属・ダイオキシン類調査（底質のダイオキシン類調査）
- H 1 4 . 7 第 4 回環境保全対策部会
- H 1 4 . 8 豪雨により、蒲の沢でオーバーフロー

- H 1 5 . 2 第 1 回 浅内環境再生懇談会（地元住民 4 団体、能代市、県で構成）
- H 1 5 . 3 寒堤魚類へい死（水質及び魚類調査）
- H 1 5 . 4 第 5 回 環境保全対策部会
- H 1 5 . 6 第 2 回 浅内環境再生懇談会
- H 1 5 . 8 豪雨により、蒲の沢、大館沢でオーバーフロー
- H 1 5 . 9 第 3 回 浅内環境再生懇談会
- H 1 5 . 1 0 第 1 回 能代産業廃棄物処理センター検証委員会
- H 1 5 . 1 1 第 2 回 能代産業廃棄物処理センター検証委員会
- H 1 6 . 2 第 3 回 能代産業廃棄物処理センター検証委員会
- H 1 6 . 3 第 4 回 能代産業廃棄物処理センター検証委員会
- H 1 6 . 5 処分場（No. 1 1）設置許可処分取消訴訟に関する裁判所和解条項案提示
- H 1 6 . 6 第 5 回 能代産業廃棄物処理センター検証委員会
- H 1 6 . 7 処分場（No. 1 1）設置許可処分取消訴訟に関する和解成立
- H 1 6 . 7 処分場（No. 1 1）設置許可の取り消し
- H 1 6 . 7 和解に基づき環境保全等に関する協定締結（地元住民団体、能代市、県）
- H 1 6 . 7 第 6 回 環境保全対策部会
- H 1 6 . 8 第 4 回 浅内環境再生懇談会、第 1 回 能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会
- H 1 6 . 8 第 2 回 能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会
- H 1 6 . 8 地元住民による現地視察
- H 1 6 . 9 能代市浅内土地改良区に対する説明会
- H 1 6 . 9 第 3 回 能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会
- H 1 6 . 1 1 環境省に特定支障除去等事業実施計画書を提出
- H 1 7 . 1 環境大臣が特定支障除去等事業実施計画に同意
- H 1 7 . 1 事業者に対する措置命令
 - ・ 処分場の維持管理（汚水の汲み上げ処理等）
 - ・ 汚染地下水の場外流出対策（遮水壁の構築等）
- H 1 7 . 2 代執行の開始後に不適正処分に関与した者が判明した場合の求償権を担保するための公告
- H 1 7 . 2 処分場の維持管理に係る代執行を開始
- H 1 7 . 2 第 4 回 能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会
- H 1 7 . 3 処分場（No. 9、No. 1 0）及び焼却施設の設置許可の取り消し
- H 1 7 . 3 遮水壁の構築等に係る代執行を開始
- H 1 7 . 6 第 5 回 能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会
- H 1 7 . 7 処分場（No. 1、No. 2）に係る非破壊調査に着手
- H 1 7 . 1 1 第 7 回 能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策部会
- H 1 7 . 1 1 第 6 回 能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会
- H 1 8 . 6 第 7 回 能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会
- H 1 8 . 6 処分場（No. 1、No. 2）に係るボーリング調査に着手
- H 1 8 . 9 第 8 回 能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策部会
- H 1 8 . 1 0 第 8 回 能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会
- H 1 8 . 1 0 処分場（No. 1、No. 2）に係る重機試掘調査に着手
- H 1 8 . 1 2 第 9 回 能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会
- H 1 9 . 3 元経営者に対する措置命令
 - ・ 処分場の維持管理（汚水の汲み上げ処理等）
 - ・ 汚染地下水の場外流出対策（遮水壁の構築等）
 - ・ 廃油入りドラム缶の撤去等
- H 1 9 . 3 第 1 0 回 能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会